「成年後見制度」をご存知ですか? 成年後見制度の紹介企画第4回



「成年後見制度」は認知症、知的障がいまたは精神障がいなどで、判断能力 が不十分な方の日常生活を法律的に支援する仕組みです。いつまでも幌延 町で、安心して暮らすことができるように、「成年後見制度」について定期 的にお知らせします。

成年後見制度ってどんな時に必要ですか?





成年後見制度を利用する動機トップ5を紹介します!

1位 預貯金などの管理・解約 42.0% 2位 身上保護 20.5% 3位 介護保険契約 9.8% 4位 不動産の処分 9.3% 5位 相続手続き 8.4%

(平成30年度の裁判所公表データから)

※身上保護とは、本人の住まいや医療、介護などに関する決断をサポートすること

また、次のような時「法律的に」本人を代理できる立場の後見人が必要となります。

<事例1> 銀行で認知症の父の通帳から入院費をおろそうとしたら、窓口で止められた。

解説:家族でもお金を引き出せません!金融機関での手続きや不動産取引では「名義」が重要。 大切な財産を本人以外の人の自由にさせるわけにいかないためです。夫婦 2 人で築いた財 産かどうかなど、窓口や担当者は分かりません。金融機関や不動産会社にとって、名義人 以外は「他人」です。

<事例2>介護サービスを受けたいが、自分ではどうすればよいか分からない。

解説:このような場合は、「身上保護」という分類になります。身の回りのことを自分で決めるの が難しくなった人の住まいや医療、介護だけでなく、食事、余暇、買い物など様々なこと に関する選択と決定をサポートし(場合によって本人の代わりに決定して)、生活環境を整 える手配を進めます。(※食事や入浴の介助を実際にするわけではありません)たとえ家族 であっても、それが本人にとって必要な医療や介護サービスでも、勝手に契約してはいけ ません。本人と家族は違う人物なのです。

成年後見制度の利用が必要かもしれないとお困りの時は、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先:幌延町成年後見支援センター(幌延町社会福祉協議会内) 電話: 5-2090

> 幌延町地域包括支援センター(保健福祉課 保健グループ) 電話: 5-1790